

2/21(金)

第33回ヤングリーグ春季大会出場 水戸青藍舎ヤング 表敬訪問



(左から)水戸青藍舎ヤング 代田真生監督・
小林幸太郎選手・二重作陸斗選手・三塚壮真選手

茨城中央工業団地野球場で活動している硬式野球チーム水戸青藍舎ヤングの選手と監督が中学部の全国大会出場と東関東支部予選会優勝の報告に小林宣夫町長を表敬訪問しました。

全国大会に向けて、小林町長からは「スポーツを通じて、体力、メンタルを鍛えられるのはいいこと。人生の基礎を作っていく。ぜひ頑張ってきてほしい。」と、激励の言葉が送られました。3月29日(土)から開催された第33回ヤングリーグ春季大会では、全力を尽くす姿を見せてくれました。

公共下水道の供用開始区域を拡大しました



茨城町では、公衆衛生の向上や、溜沼など公共用水域の水質保全を図るため、市街化区域を中心として公共下水道の整備を進めています。

今回新たに、1.18haの区域 {令和7年3月31日供用開始：長岡地区} において、公共下水道を使用することができるようになりました。拡大した区域にお住まいの皆様は、公共下水道への早期接続にご協力をお願いいたします。

▶ 公共下水道への接続は3年以内に

下水道法では、公共下水道が利用できるようになると、くみ取り便所は3年以内、浄化槽は速やかに公共下水道へ接続しなければならないことになっています。

▶ 接続工事補助金・融資あっ旋制度をご利用ください

供用開始後3年以内に下水道へ接続される方は、町の支援制度として、接続工事補助金または融資あっ旋がご利用いただけます。(住宅の新築に伴う工事は対象外となります)

詳細は、町下水道課までお問い合わせください。

【問合せ先】 下水道課 公共下水道グループ ☎ 029-240-7127 (直通)

母子家庭等自立促進講習

ひとり親家庭の母親及び父親、寡婦の方を対象に、「介護職員初任者研修」が開催されます。

- ▶ 対象者 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦で全日程出席でき今後就労を希望する方
- ▶ 期 日 令和7年8月2日～12月13日(土曜日のみ14日間)
8月2・9・16・30日、9月6・13・20・27日、10月11・25日、
11月8・22日、12月6・13日
- ▶ 時 間 9時～17時(昼休み1時間)
- ▶ 募集人員 15～20名
- ▶ 受講料 無料
※テキスト代7,124円及びボランティア保険加入代392円は実費負担となります
- ▶ 会 場 茨城県母子寡婦福祉連合会 ラーク・ハイツ会議室(水戸市八幡町11-52)
- ▶ その他 託児サービス有(事前登録)、交通費一部支給(条件有)
- ▶ 申込期間 令和7年6月1日～7月3日(必着)

【申込・問合せ先】

社会福祉法人 茨城県母子寡婦福祉連合会 母子・父子福祉センター ☎ 029-221-8497

URL <https://www.ibaboren.or.jp>

ひとり親家庭等のお子さんのために

「児童扶養手当制度」をご存じですか

児童扶養手当は、父母等の離婚等により父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭に対し、児童の心身の健やかな成長のために支給される手当です。

■手当の対象となる児童

- ・父母が離婚した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が政令で定める障害の状態にある児童
- ・父または母が生死不明な児童
- ・父または母が1年以上遺棄している児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで生まれた児童
- ・母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

■手続きについて ～手続きにはマイナンバーが必要になります～

手当は、こども課で認定請求の手続きを行い、県知事の認定を受けた後、茨城県から支給されます。認定請求に必要な書類は、受給要件によって異なりますので、事前にお問い合わせください。

この手当は受給資格があっても、請求しない限り支給されませんので、ご注意ください。

■支給額

手当は、申請月の翌月分から支給となります。また、支給額は年度ごとに改定されます。

【令和7年度の児童扶養手当額(月額)】 令和7年4月～令和8年3月

	全部支給	一部支給
基本分(1子分)	月額 46,690円	月額 11,010円～46,680円
2子以降加算分	月額 11,030円	月額 5,520円～11,020円

※一部支給額は所得額等に応じて決定されます。

※受給資格者、その配偶者または同居の扶養義務者の前年の所得が一定額以上である場合は、その年度の手当の一部または全部の支給が制限されます。

【問合せ先】 こども課 ☎ 029-240-7144 (直通)

「人権擁護委員の日」について

全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された日を記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員制度の周知と人権尊重思想の普及高揚を呼び掛けています。

人権擁護委員は、市町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱された民間人で、地域の皆さんからの人権相談を受けたり、人権について関心を持ってもらえるような様々な啓発活動を行っています。現在、約1万4000名の人権擁護委員が全国の各市町村に配置されており、茨城町では4名の人権擁護委員が、人権相談や人権啓発活動を行っています。

- 【各種人権相談窓口】 ①みんなの人権 110番 ☎ 0570-003-110
②こどもの人権 110番 ☎ 0120-007-110
③インターネット人権相談(24時間受付) <https://www.jinken.go.jp/>
※①②相談時間：月曜日から金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

人権擁護委員による「特設人権相談所」を実施します

町では人権擁護委員の日にちなみ、「特設人権相談所」を実施します。地元の人権擁護委員が、人権問題等でお困りの方々からの相談を受け付けます。

秘密は守られますので、一人で悩まずにご相談ください。

▶ 日時 令和7年5月22日(木) 午前10時から午後3時まで
(ただし、正午から午後1時まででは行いません。)

▶ 場所 茨城町駒場庁舎 2階 第4会議室

【問合せ先】 社会福祉課 ☎ 029-240-7112 (直通)